

教育基本法と教育勅語

——教育学界の動きと連動して——

杉 原 誠四郎

一、『教育基本法』その制定過程と解釈』と教育基本法の改正

(一)『教育基本法』その制定過程と解釈』について

私が旧教育基本法（以下、混乱の恐れのないかぎり、「旧教育基本法」を「教育基本法」の表記で表す）の研究書『教育基本法——その制定過程と解釈』を、私の初任校城西大学で世話になった古賀行義氏（故人）の紹介を得て協同出版より刊行したのは昭和四七年だった。

私が教育基本法の研究に手を染めるようになったのは、この書の「あとがき」にあるように、東京大学大学院教育学研究科での恩師持田栄一氏の指導による。昭和四二年、私は修士課程から博士課程に進学する際、研究科長宗像誠也氏から「追放」の憂き目に遭い、博士課程に進学できな

かった。このときに、同研究科の当時助教授で、マルクス主義教育学を標榜していた持田栄一氏がマルクス主義にはまったく縁のない私に「杉原、大学を離れてはいかんぞ」と言って、氏の研究生の身分を与えてくれた。そうして大学に残りぶらぶらしているとき、持田氏から教育基本法にかかわる資料を制定過程までさかのぼって整理してくれないかと依頼されたのである。

私が持田氏から教育基本法の調査を依頼された当時、教育基本法に関しては、単独の解説書は昭和三二年に出た長田新編『教育基本法』（新評論）と、その全面刷新版といふべき昭和四一年刊行の宗像誠也編『教育基本法——その意義と本質』がある程度で、その他、教育基本法制定に中心的役割を果たした元文部大臣田中耕太郎の名著『教育基本法の理論』（有斐閣）が昭和三六年に出ているのみで、教育基本法に関して制定過程までさかのぼって調べた本格的な教

育基本法の研究書はまだなかった。

この時期、持田栄一氏はなぜ私に教育基本法の制定過程にまでさかのぼって資料の調査を依頼したのであろうか。当時の教育基本法をめぐる社会状況を見てみよう。

上記宗像誠也編の解説書では、宗像氏が第一〇条の解釈で、教育行政は教育の「内的事項」にはオフ・リミットであり、したがって文部省の定める学習指導要領には法的拘束力はなく、教育内容は真理の代理者である教師が決定するという解釈が展開されていて、この解釈が日教組の支援を得て教育界で猛威をふるっていた。その解釈は教育基本法第一〇条の「教育は、不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」というあたかも一見、教育行政の意義を否定したかのような規定を中心にして、そこから導き出される解釈なので、教育基本法は教育運動に邁進する日教組にとってはまさに「錦の御旗」となっていたのである。しかし、持田氏はマルクス主義教育学の学徒ながら、田中耕太郎など自由主義者が中心になって制定した教育基本法をそのように用いるのは、学問の域を出たものだという疑念があったようだ。さらには研究生としてぶらぶらしている私に研究課題を与える意味もあったのかもしれない。このようなことのために制定過程にまでさかのぼって資料の調査を依頼したので

あろう。私は学部学生のところは経済学の方に興味をもっていった。しかし学部を卒業するに当たって選んだテーマは持田氏の指導を受けて「学校の法的性格」であった。そんなこともあつて教育基本法の研究は私にふさわしいと持田氏は思ったのであろう。

このような当時の教育基本法をめぐる社会状況については、私が上記研究書を刊行して間もないころ、当時、国立教育研究所所員であつた市川昭午氏が優れた研究報告論文を発表している。市川氏の、『季刊教職課程』昭和五〇年秋季号で発表した「教育基本法の評価の変遷」という論文⁽²⁾である。

市川氏はこの論文で、厳しい占領下にあつて教育基本法が制定された当時、教育基本法には教育界で関心は寄せられていなかったと記している。そのころ教育界で高く評価され、関心を寄せられていたのは、昭和二十一年三月来日したアメリカ教育使節団の報告書「アメリカ教育使節団報告書（第一次）」であつたというのだ。占領下で教育基本法を高く評価していたのは、制定に関係した文部省の官僚ぐらゐで、後に教育基本法を日教組の「錦の御旗」にしていくのに大きく貢献していく上記宗像誠也氏も、この時点では、「アメリカ教育使節団報告書」には高い評価を与えるけれども、教育基本法については酷評ともいえるほどに極めて

冷淡な評価をしていたというのである。

しかるに昭和四〇年代では、明らかに教育基本法の擁護の陣営と批判の陣営とは入れ替わっていた。制定当初、教育基本法を擁護し、高く評価していた文部省が批判的になっており、教育基本法に無関心で酷評さえしていた運動の側が教育基本法を高く評価し、『錦の御旗』にしていた。

どうしてこのような攻守入れ替わりの変化が生じたのであろうか。そのきっかけは昭和三〇年代初め第三次鳩山一郎内閣の文部大臣を務めた清瀬一郎が教育基本法を批判したことがきっかけにある。昭和三十一年二月、清瀬は国会で、教育基本法は道徳教育基準を示すのに不十分である、教育内容について誰が責任をもつか不明確である、との二点をあげて教育基本法への不満を表明した。そして昭和三五年、第一次・第二次池田勇人内閣の文部大臣荒木萬寿夫が教育基本法の改正を明確に表明するにいたった。

このような政府の動きに機敏に反応したのは教育研究者のある一群と、日教組であった。そしてそれに活動の場を正式に与えたのは、日本教育学会だった。当時の教育学界はいろいろな専門分野が独立の学会をもたず、日本教育学会が唯一の教育学会といつてよいような状況にあった。日本教育学会には、教育政策特別委員会があり、そこで昭和三四年、三五年に教育基本法に関する研究報告が行われ、

昭和三十六年には「教育基本法研究委員会」が発足した。これまでの研究を基盤にして、昭和三五年日教組は資料「教育基本法改悪阻止のために―資料の部」を発行する。その中ですでに故人であるが、若き鈴木英一氏が「立法過程において、一部知識人を除いて、教師、一般国民が討議に参加しなかった」という基本法の限界は、運動によって克服され、「その『抽象性』『個人主義的』といわれた点は、運動によって、より民主的な解釈へと、豊かに発展していったのである」と記しているが、まさに攻守逆転の結果をよく言い表している。⁽³⁾この「資料」の内容は日本教育学会の研究が母体で、上記昭和四十一年の宗像誠也編『教育基本法―その意義と本質』（新評論）の内容となっていく。

ところで、田中耕太郎の昭和三十六年刊行の『教育基本法の理論』（有斐閣）は、こうした政府の動きや、また学会や日教組の動きに対して、教育基本法立法者意思を明確にしようとして著したものであろうが、この大著は当時の政府の動きや、学会や運動の動きにおいて双方とも積極的に活用できるどころがなく、したがってさして直接の影響を与えることはなかった。そうした中で私の図書は、田中のこの大著を立法者意思を表すものとして大いに活用している。⁽⁴⁾

さて、このような状況で我が師、持田氏はどうして教育

基本法の制定過程にさかのぼってまで、教育基本法の意味を問おうとしたのだろうか。教育基本法を矛盾のないものとして肯定し、民主的意味を強調する所論が通説化していく状況の中で、持田氏は、戦後の教育基本法はそれ自体が資本主義を前提としたものであり、教育基本法を含めた戦後の教育体制こそが教育基本法体制と呼び、批判すべきものであるとした。そしてこのように教育基本法の意味づけが変わっていくところに、戦後に敷かれたその資本主義体制がもつ矛盾があり、それが拡大している過程なのだと見ていたからである。⁽⁵⁾教育基本法の解釈として、宗像誠也氏らを中心とする解釈は一理あるとしても、田中耕太郎が示す立法者意思とかけ離れ、あまりにも政治的であり、学問としての域を超えた意図的誤用、乱用であると認識したからであろう。したがって、持田氏が、制定過程にさかのぼって、教育基本法を根本的に研究する必要があるとしたのは研究者として正当な在り方である。

こうして私は、東京大学教育学部の先輩ですでに故人となつてゐる佐々木輝雄氏を文部省に訪ね、教育基本法制定の過程で、条文を最も詳細に検討した当時の教育刷新委員会第一特別委員会やその時期の総会の議事録を借り出した。当時、複写機が出回り始めたころだったが、コピー用紙はロールになつたねずみ色の厚いものだった。持田氏の研究

費を使ってそれらのコピー一式を撮つたのである。そうして制定過程の資料整理も終わり、制定過程から見るかぎり考えられる逐条解説のようなものもまとめて持田氏に渡した。しかし私が東京大学大学院を「追放」された昭和四二年は、教育史に残る大学紛争の始まる年であつた。私が修士課程を終えて研究生になるころまでは、何ら外に出た顕著な大学紛争はなかつたが、研究生になつた直後から大学は激しい紛争に見舞われた。東京大学教育学部も激しく揺れ動いた。もともと教育研究は実践的でもなければならぬといつていた持田氏は激しくその渦中に入つていった。そのため持田氏は教育基本法にかかわる本を出すことができなかったのである。

そうこうしているうちに昭和四五年、私は前任校城西大学に職を得て、大学の講師になつた。それから間もない同年七月一七日、東京地裁で、いわゆる家永教科書裁判で、いわゆる杉本判決なるものが出た。東京地裁の杉本良吉裁判長は、教育基本法第一〇条の解釈を宗像誠也氏の解釈にまったく準拠して、教科書検定につき、検定は誤字、誤植の訂正に止め、内容に踏み込んで検定をしてはならないという判決を下した。

この判決を報じている夕刊を電車の中で見たときの私の驚きは大きかった。教育基本法第一〇条に関する宗像氏の

解釈は一理あり、一つの学説としては成り立つとしても、現実の国家の制度運営として採用されるとは夢にも思っていないかった。にもかかわらず、そのような判決が真昼間に下りたのである。国家の現実には明らかに合わない判決である。

そこで私は、持田氏の許可を得て、持田氏のために調査整理した教育基本法資料を使って、私が教育基本法に関する制定過程とそこからもたらされる解釈を示す図書を刊行することとなった。

(二) 第二〇条教育行政の解釈の明確化について

この図書には二つ柱があった。一つは教育基本法の制定過程を見るかぎり、宗像氏の第一〇条の解釈は成り立たないということであり、二つは第一条「教育の目的」の中核たる「人格の完成」はどのような意味をもっているかということを明らかにすることであった。さらにこの研究の副産物として、教育基本法は教育勅語の否定の上に制定されたものではなく、教育勅語への深い敬意の上に制定されたものであるということが明らかになった。

副産物ともいふべきこの第三の点は、意図的に調べたものではなく、制定過程を調べているうちに自ずと明確になったものであるが、そのことは教育基本法こそが戦前の

日本の教育と戦後の日本の教育をつなぎ合わせる接着剤のような役割を果たしているのだということである。占領下で外国の権力の指導によって行う教育改革は、一般的にいつてほんらい否定してはならないものを否定するなど、ほんらい継承すべきよいものまで否定し、そのために教育の普遍性が壊される恐れがある。事実、日本の占領下の教育改革にあつては、よい方向で前進したのも確かであるが、占領軍の主導に基づく教育改革であるゆえに、時には、占領軍の意図をも超えてあるべからざる教育改革が行われ、そのために教育の普遍性が壊されることにつながっているものも多々ある。そのような占領教育改革の中で、教育基本法が「教育の目的」を「人格の完成」に収斂させ、そのことによって教育の普遍性が守られなければならないことを明示したことは瞠目に値する。そのことによって、教育改革は教育の普遍性を損なってはならず、それゆえに教育勅語の否定もけつしてはならず、それゆえに教育勅語への敬意は当然であり、教育基本法は教育勅語への深い敬意を前提に制定されなければならないことになる。制定過程の事実も確かにそうであったことを、改めて認識する必要がある。

このようなことを昭和四十七年の時点で明らかにした上記図書は、杉本判決で打撃を受けていた文部省では高く評価

されたものの、当時の教育基本法をめぐる教育界の状況の中では、特に教育学界では徹底的に無視されることになった。教育学界でどれほど無視されたかは、当時、東京大学教育学部助教授で後に教授になり、さらに日本教育学会の会長にもなる堀尾輝久氏が昭和五十一年、山住正巳氏との共著で東京大学出版会から教育基本法に関する『教育理念』（戦後日本の教育改革②）という大著を出したとき、先行すること四年の私の本からの引用は、一か所もなかったことからもよく分かる。占領下の教育改革に関し堀尾氏の『教育理念』という本は、その書名からして、教育基本法を取り扱っていることは当然で、事実、教育基本法に関する本とあってよかった。そのような歴として教育基本法にかかわる研究書として出した大著で、後に日本教育学会の会長にもなる研究者の本において、先行すること四年の、制定過程にもさかのぼって調べて出した私の本からは一か所も引用していなかったのである。もともと一か所だけ私の名前が出ていたところがある。それは私が上記教育刷新委員会の議事録が、氏の出版時には教科書裁判の関係で非公開になっていた、そのために教育刷新委員会の議事に関することは私の本でしか分らないところがあった。そのために、堀尾氏は議事録の問題に関しては私の本を参考にしたとを記し

たのである。⁽⁶⁾しかし本文にかかわって直接に引用するか、または出典として明示したところは一か所もなかったのである。そればかりではなく、私の上記本からしか分らないところを私の誤植まで同じように記しながら、出典は明示していなかったのである。⁽⁷⁾このような不正な態度の研究書は、これだけでも純正に考えれば、社会科学の研究書として価値のないものである。にもかかわらず、このような研究書を書いた研究者が日本教育学会の会長になっていくのである。

私は教育学界で孤立した。しかし真実を述べて孤立するのであれば、それは仕方がない。教育学は社会科学に属するものであるが、社会科学は社会のためにある学問であるから、真実を記して孤立するのであれば、それも社会科学の研究者としては、仕方がない。そのところは社会科学の研究者が、他の自然科学や人文科学の研究者よりもさらに余計に持たなければならぬ覚悟というものである。

かくのごとく教育学界では無視されたけれども、現実の国家機関は、学界と違って私の上記本を無視することはできなかった。昭和五十一年、いわゆる学力テストに関する最高裁判決で、教師は公権力による支配・介入を受けないで自由に教育内容を決定できるという宗像氏らが唱えた教育基本法第一〇条の解釈は採用できないということが明確に

判決で示されたのである。判決であるから、当然のことながら、私の本からの直接引用ということとはなかった。が、言っていることは私がこの本で述べていることと同じであった。採めに採めている教育基本法第一〇条の解釈をめぐって判決を下す以上、最高裁判事のうち、制定過程までさかのぼり、解釈として一方の極をなす私の本を読まなかった判事はいなかったであろう。

(三) 第一条「教育の目的」の中核たる「人格の完成」の明確化について

次に、第一条「教育の目的」の中核たる「人格の完成」の問題であるが、この字句は教育基本法制定の立役者田中耕太郎の信念によって定着したものである。制定過程で、教育刷新委員会の審議によって、一時、この「人格の完成」は「人間性の開発」と改められていた時期があったが、田中の強い信念も影響して、田中が昭和二年一月末文部大臣を辞めるときには再び「人格の完成」に戻った。この「人格の完成」こそは平成一八年の全面改正でも引き継がれ、新教育基本法でも「教育の目的」の中核として残っており、教育基本法の中核には何ら変化はなかったのである。⁽⁸⁾ところで、この「人格の完成」は、どのような背景の下に、田中耕太郎によって、「教育の目的」の中核となり、

教育基本法に定着することになったのであろうか。私は、昭和五八年、解禁された占領文書を使って、『教育基本法の成立―「人格の完成」をめぐる』を日本評論社から出したが、そこでは「人格の完成」を中心に論究しながら戦前の日本の教育学界の「人格の完成」をめぐる関連状況についてはまだ触れていなかった。しかし、昭和四七年、『教育基本法―その制定過程と解釈』を刊行して以来、適時、戦前の文献で教育研究者の「人格の完成」をめぐる言及について収集はしていた。その結果、欧米では「教育の目的」を「人格の完成」で表わす教育学的な慣習のようなものはないのに対し、戦前の日本の教育学界ではしばしば「人格の完成」について言及されていることが分かった。そのうち「人格の完成」は日本の教育学界でできた「教育の目的」を表現する概念であると思えるようになった。

そのように思えるようになっているとき、評論家の佐古純一郎氏より氏の個人的研究誌『論究』（季刊）が送られてくるようになった。そこで佐古氏はやはり教育基本法第一条の「人格の完成」に触発されて、「近代日本思想史における人格観念の展開」を追究していた。⁽⁹⁾

佐古氏の研究ではっきりしたことは、「人格」という概念は、日本には古来ないもので、なおかつ「人格」という訳語は教育勅語が發布された明治二三年にはまだ一般的に

はなく、教育勅語が出た後になって井上哲次郎に問われて中島力造が訳定し、その後教育界で広まり、定着したものであることが分かった。そして、当時の色濃い儒教的背景とも重なって、「教育の目的」を表わす辞句として「人格の完成」が生まれ普及したものが分かった。⁽¹⁰⁾

しかしそれでも、私が集めた戦前の日本の「人格の完成」をめぐる文献で一つだけ、淵源を別にする、つまり日本においてではなく欧米からきた表現として「人格の完成」と表現する例があった。⁽¹¹⁾

しかし平成二十一年になって、ふとしたことからこの疑問の一つが解けた。学生時代によく通った喫茶店でいまでも続いている喫茶店に立ち寄ったとき、喫茶店の書棚に行安茂・藤原保信編『T・H・グリーン研究』（お茶の水書房一九八二年）が置いてあつて、それを見たら、カント哲学を基盤にしたイギリスの道徳哲学者トマス・ヒル・グリーンが「教育の目的」を表す言葉として「人格の完成」と表現しているのに見当たった。そこでグリーンについて調べてみると、明治末期には前記「人格」の訳語を作った中島力造によって紹介されていることが分かった。また、戦前昭和期では、かの河合榮治郎によっていろいろと紹介されていた。しかし、グリーン「人格の完成」は、perfection of personality であり、田中耕太郎が「人格の

完成」を「教育の目的」の中核として教育基本法に定めたとときの田中の訳は、the consummation of personality であり、両者に直接のつながりはないことが明らかである。この教育基本法の「人格の完成」の訳は、制定過程で占領軍との折衝で最終的に、the full development of personality となるのであるが、分かることは、「教育の目的」を「人格の完成」と表現するにいたったのは、戦前の日本の教育学界及び教育界であり、それを教育基本法の第一条「教育の目的」の中核として措定したのは田中耕太郎であったということである。

なお、この「教育の目的」の中核たる「人格の完成」は、占領期、極東委員会を通じて、世界人権宣言第二六条の「教育の目的」の規定に影響したのではないかと思われるフシがある。世界人権宣言での「教育の目的」の中核の表現は、the full development of the human personality であり、明らかに「人格の完成」と訳してさしつかえないものである。私は、昭和六三年、アメリカでの研究留学中にその根拠となるものを求めて調べたが、そのことを直接に裏づける史料は見つけられなかった。しかし世界人権宣言の中に「教育の目的」が挿入されていく経緯とその時期を見たとき依然としてその可能性はあると思っている。⁽¹²⁾

(四) 平成一八年の教育基本法の全面改正について

さて、ここより、平成一八年の教育基本法の全面改正の問題に移ろう。「戦後政治の総決算」を掲げた中曽根康弘内閣で、昭和五九年、臨時教育審議会、通称臨教審が設置された。臨教審に対する評価はさまざまであるが、こと教育基本法に限っていえば、臨教審は教育基本法については「見直す」ということで出発した。「見直す」とは改正するということではなく、よい方向で再評価するということであり、言い換えれば、教育基本法の精神が、それ以後の日本の教育に正しく生かされるよう、その正しい認識の確立に努めるということであった(昭和六〇年六月二六日第一次答申)。

当時の政治状況では、教育基本法改正に着手することはとうてい不可能であるという政治的判断があったのであろう。そうであるならば、教育基本法を正しく扱わなければならないということなのであろう。このような臨教審の、教育基本法に対する対応は、ある意味では、私の年来の主張である教育基本法の本来の在り方を再確認するということになる。

が、しかし、臨教審がいかに教育基本法の正しい認識を強調しても、現実には、我が国の伝統や文化、そして愛国

心などについて直接に規定されていないことをもって、あたかもそれらが否定、排除されたものであるかのようには喧伝する日教組らの教育基本法の誤った擁護に対して完璧に正すことはできない。したがって、臨教審の教育基本法を「見直す」という姿勢は、戦後教育の総決算としては、失敗に帰したと評価すべきであろう。

しかし、時代がさらに進み、生涯学習や家庭教育の問題が誰の目にも映じる状況の変化の中で、教育基本法の問題を伏せたままではすまされなくなってくる。平成一〇年に首相に就任した小渕恵三は、教育基本法改正という意味の「見直し」を明言し、平成一二年教育問題国民会議を設置した。小渕首相はこの国民会議を設置後間もなく急死するのであるが、国民会議はその遺志を引き継いで、小渕の後を継いだ森喜朗首相に、同年教育基本法の「見直し」を提言した。これを受けて文部科学省も中央教育審議会、略称中教審に教育基本法の改正を諮問した。かくして平成一五年、中教審も教育基本法の改正を答申した。

以後、細かな経緯は省くとして、平成一八年一月五日、安倍晋三内閣の下で、教育基本法は全面改正され、教育基本法制定後約六〇年を経て、新しい教育基本法が成立した。

この新しい教育基本法をどのように見るかの問題である

が、この新教育基本法は、第一七条に「教育振興基本計画」など、予算確保のための条文が入っており、改正時点の状況からすれば必要かもしれないが、教育の普遍性を説く教育基本法の立場からは異質なものとわざわざをえないうものが含まれている。だが、全体として、第二条の「教育の目標」で、伝統と文化の尊重や、愛国心の重要性を強調しているところは、教育の普遍性ということから当然に規定されるべきものである。つまり、教育基本法は「教育の目的」の中核を「人格の完成」として普遍的な教育の確立を目指したものであるから、伝統や文化や、愛国心などはもともと潜在的に含んで成立したものである。しかし占領下の制定という制約もあって明確に表面に出てこなかったものである。つまり、教育基本法の全面改正で、これらの項目が規定されたということは、炙り絵のごとく、これらの潜在的に規定されていた項目を炙り出して表面に出したものであることができる。

このような見方こそが、全面改正をした新教育基本法に対する、教育基本法の本来の立場に立ったところの、教育基本法に最も近い見方であると思われる。そのように見れば、生涯学習や家庭教育や幼児教育の強調も、時代的狀況の中で、教育基本法の普遍性の中に新しく取りこまれたものといつてよい。

宗教教育については、昭和二二年の教育基本法制定の段階で本来は「宗教的情操の涵養」の重視として規定されるはずのところ、そうならなかった。それゆえに、新教育基本法こそはその字句をもって規定されるべきであった。が、新教育基本法ではそうはなっていない。その点で、新教育基本法は宗教教育の観点から完全とはいえない。が、しかし、「宗教に関する一般的な教養」の尊重は新たに追加規定され、宗教教育について従来の在り方への反省ははっきりと出ているといえる。この点で従来の教育基本法の普遍性の明示化と軌を一にするといえる。

次に、この教育基本法の全面改正における私のかかわりや教育学界の在り方についても、一言しておこう。上記のような教育基本法改正の政界の動きに呼応して、教育学界が動き出した。教育学界は教育に関する知見を研究するところであるから、政界のこのような動きに対して動くのは、それ自体は自然なことである。だが、その中の中身であり、動く形式である。教育学界では、日本教育学会が呼びかけて主要な一五の学会が共同して、「教育基本法改正問題を考える」と題して、平成一四年一二月から一五年三月にかけて、計三回の公開シンポジウムを開催した。そのとき、弁護士一人を含んで計一二人の提案者が出て発表した。しかしその一二人全員が教育基本法改正反対の立場で提案を

発表した。教育学界の実態からして改正に反対する論者が多くいることは想像に難くない。しかし賛成論者もいることは確かだ。その賛成論者に提言の機会を与えないでは、学会としての公開シンポジウムにはならない。

実は、私は、この公開シンポジウムに参加している日本教育行政学会から提案者になるべく推薦されていたのである。にもかかわらず、改正賛成論者であるため、私は提案者から外されていたのである。私は当然、フロアから提案者に関するこの偏りの問題を提起した。そうするとこの公開シンポジウムの準備委員会の中にも良心的な委員がいたのであるとか、同年八月に予定外の第四回公開シンポジウムが新たに開かれて、私が提案者として発表できることになった。私は教育学会において、教育基本法の研究者として、初めて公式に教育基本法に関する発表をすることになった。そこで学会の中で何を発表することが重要かを考え、「教育基本法の制定過程と教育勅語」と題して、教育研究者のほとんどが避ける教育基本法と教育勅語の本来の関係を発表した。⁽¹³⁾ 教育学界において私はますます孤立することになるであろうが、教育学界の良心の発露とし社会に対する教育学界の責任は、この私の行為によっていささは果たすことができたと思っている。

二、教育勅語と戦後の日本の道德教育

(一) 衆議院、参議院の「排除」「失効確認」の決議について

私は、上記昭和四七年に協同出版から出版した『教育基本法―その制定過程と解釈』で、明治二三年に出た「教育ニ関スル勅語」いわゆる教育勅語について、詳しく言及している。占領当初、教育勅語の取り扱いはいろいろ議論され、最終的に昭和二十一年一〇月八日、それまでの取り扱い方を止めることで結着をした。が、教育基本法が制定とかわってその最後の瞬間まで、教育勅語を直接否定するような観念は生まれなかった。⁽¹⁴⁾

しかるに、教育基本法が制定されて、一年少し経った昭和二三年六月一九日、衆議院は「教育勅語等の排除に関する決議」を、参議院は「教育勅語等の失効確認に関する決議」を行った。しかも衆議院は教育基本法の名において「排除」の決議を行った。教育基本法からしてありえない決議であり、なおかつ私立学校も含めてすべての学校教育から排除するということは、キリスト教系の学校で、聖書を学校に持ち込んではならないというに匹敵する決議を国会ですることであって、教育の普遍性からしてありえない

決議であり、それ自体無効な決議といってもよい決議である。そのような決議を教育基本法の名において行ったことは、やはり占領下の教育改革の中でなければ起こりえないことである。

私は上記図書で、この「排除」の決議の中の教育勅語に対する一文「主権在君並びに神話的国家観に基づいている事實は、明らかに基本的人権を損い、且つ国際信義に疑義なしとしない」を引用して、「説かれている徳目の一つ一つはまさに『古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス』というべきであつて、これに対し、どこが『主権在君並びに神話的国家観に基づいている』といえ、どうして『明らかに基本的人権を損い』といえるのか、全く不可解なのである」と詰問した。⁽¹⁵⁾私は別に力んでこのように記したわけではない。教育勅語の取り扱いについては問題にできるとしても、教育勅語そのものに「排除」の決議は成り立たないことを素直に表記したにすぎない。

ところで、「失効確認」の決議をした参議院の文教委員会の委員長は田中耕太郎であった。田中は昭和二年一月末に文部大臣を辞めた後、参議院議員になり、参議院の文教委員会の委員長になっていた。そこで私は、この参議院の「失効確認」の決議に賛成した田中に対して、昭和二年六月二七日帝国議会衆議院での発言「民主主義ノ時代ニ

ナツタカラト云ツテ、教育勅語ガ意義ヲ失ツタトカ、或ハ廃止セラルベキモノダト云フヤウナ見解ハ、政府ノ採ラザル所」と明瞭に矛盾しているではないかとこの研究書の中で詰問した。そして教育基本法の立場に立つて「教育基本法の内容のもつ内的弱さ、そして、法的曖昧さによるところの教育基本法の弱さを補うものとして、そして教育基本法の理想を普及したいという衝動のもとに、教育基本法は、教育勅語の否定を行なつた」と記した。⁽¹⁶⁾

ところで、私が上記の研究書を刊行した昭和四七年当時、日本側の教育研究者のあいだでは、アメリカ側の日本占領に関する文書が保管され、やがて公開されるといふ観点がまったくなかった。また、日本側でもまだ占領下の教育改革について教育史として体系的に研究を行うという観点は、東京大学出版会の「戦後日本の教育改革」というシリーズが企画刊行される程度で、それ以上の大きな関心はまだ生まれていなかった。そのために占領下の教育改革でどのようなことが行なわれたのか、それぞれ体験者の体験が散発的に語られるのみで、それらが整理され秩序づけられて社会的に広く知られているという状態ではなかった。そのために上記の私の研究書も欠陥として指摘すべきなのだが、この衆議院、参議院の教育勅語に対する「排除」、「失効確認」の決議が占領軍の事実上の強制によるものであったと

いうことについて、十分につかんでいなかった。しかしそのころ、つまり、昭和三十六年一月二十九日の『日本経済新聞』の「私の履歴書」で、短いながら田中はこの決議が占領軍の強制によるもので不快であったと書いていた。昭和三七年には国立教育研究所に残るテープで、またそのことについて触れていた。そのようなことと付き合わせると、参議院文教委員会が決議に関する審議をする際のしばしばある田中委員長の速記中止の指示も意味が明快に分かり、田中の苦衷も分かってくるのである。

だがこの件にはもう一つ問題があった。参議院の「失効確認」の決議は、強制された「排除」の決議に対する抵抗でもあったということが分るのであるが、このときこの決議を指導した総司令部民政局国会政治課長ジャスティン・ウィリアムズの書いた本⁽¹⁷⁾では、田中はこの決議に喜んで協力したと記してある。

このようなウィリアムズの指摘に疑問のあった昭和六三年、私は前任校城西大学から、アメリカのメリーランド大学に一年間研究留学する機会を与えられた。このメリーランド大学には、占領軍が日本占領で行なった新聞、雑誌、図書の検閲にかかわる資料が、プランゲ・コレクションとして保管してある。さらに上記ジャスティン・ウィリアムズ氏の個人文書もウィリアムズ・ペーパーとして寄贈して

あった。そのためこの教育勅語の「排除」「失効確認」の決議に関する問題を解く絶好の機会を得たことになる。

メリーランド大学に行くと、幸運なことに、プランゲ・コレクションを管理している大学図書館東亜部に、すでに故人であるが日系人のヒサヨ・ムラカミ氏がいた。私の研究テーマを知って、プランゲ・コレクションの中から、上記衆議院、参議院の「排除」「失効確認」の決議に関する検閲史料を抜き出してくれた。その一つが、田中耕太郎が『東京民報』という新聞社から取材を受けて、田中のこの決議に対する非常に不快がっていることを記した原稿記事であった。⁽¹⁸⁾これによって、田中が上記のごとく、『日本経済新聞』「私の履歴書」にこの決議に対して不快だったと書いているのは真実だと分かった。それを嬉々として協力したと書いたウィリアムズの上記図書の記述は、ウィリアムズが田中の態度を読みまちがえたか、あるいは意図的に反対のことを書きながらそのことを忘れて後で本に記してあるようにそう思い込んでしまったかのどちらかであろう。しかし、田中がウィリアムズに明確に、少なくともウィリアムズに分かるように激しく抵抗したかといえ、田中の行動様式からして、そうではなかったであろう。私は、この点のもう少し詳しい解明と、この決議の全容を知りたいと思う、当時フロリダで元気に余生を送っていたジャス

ティン・ウィリアムズ氏を直接訪ねることにした。また、民政局長で、この決議に関してウィリアムズ氏に指示を出したチャールズ・L・ケーデイス氏には、その住まいのマサチューセッツ州に書簡を出した⁽¹⁹⁾。

ウィリアムズ氏は依然と田中は嬉々として協力したと述べた。それはそれとして、ウィリアムズ氏は当時このような決議の必要な状況を述べた。その中に、昭和二十一年一月八日の文部省通牒によって従来どおりの取り扱いはいしないうことになっておりながら、教育勅語の謄本が依然と学校で保管されており、その対応に学校現場が困っているということであつた。これには一理あり、田中耕太郎が文部大臣であつたときの右の昭和二十一年一月八日の文部省通牒の際に明確に引き上げておくべきであつたろう。しかし占領軍のそれ以上の政治的意図としてあつたのは、従来極めて厳粛に扱われていた教育勅語謄本が学校に残っていることは、教育勅語の復活の余地を残していることになり、それは民政局が推し進めている新憲法の否定へとつながるのではないかという恐れであろう。

しかしそこまで政治的意味を読み込むには、ケーデイス氏やウィリアムズ氏だけの観察眼だけでは無理であろう。やはりその他に、ケーデイス氏やウィリアムズ氏にこの決議をたきつけた者がいると考えるべきであろう。そしてそ

の中には日本人もいるはずだ。でなければ、ウィリアムズ氏の記すように、昭和二三年の時点になって約二年前の、田中が文部大臣に就任する前の教育勅語擁護の発言を報じた『ニッポン・タイムズ』の記事や、田中が文部大臣として昭和二十一年六月、議会で教育勅語を擁護する発言をしたときの総司令部民間諜報局の報告を持ち出して、このような周到な決議の構想にたどり着くはずはない。

誰なのか、あまりにも古いことなので、ケーデイス氏もウィリアムズ氏も明確には思い出すことはできなかった。しかし、民間諜報局にいたハーバード・ノーマンやこの人物と親交のあつたマルクス主義者、羽仁五郎が周辺に思い出せる人物として出てきた。ハーバード・ノーマンは別途いろいろ指摘できる人物であるがここでは割愛するとして、羽仁五郎は当時参議院議員でもあり、参議院文教委員会委員も務め、田中が議長を務めた文教委員会のこの「失効確認」の決議の審議に参加しているのである。なおかつ民政局のかかわる国会図書館の設立委員の一人であり、民政局の関係者と自由に接触できる立場にあつた。羽仁五郎は昭和二十二年二月の時点では、総司令部諜報部と接触し、教育勅語の本質は天皇の権威に基づくものであつて、人間性の権威に基づくものではないと述べていた⁽²⁰⁾。したがって、研究者としての立場で私の確信ある推定として、羽仁五郎は

この決議の構想に密接に関係している人物の一人といつてよい。

このように見れば、衆議院の「排除」決議にある教育勅語は「主権在君並びに神話的国家観に基づいている」とか、「明らかに基本的人権を損い」の文言の入る意味が明瞭となるのである。また、この決議の過程を見ると、ウィリアムズ氏の言うように、決議文は占領軍で直接用意したものではないようである。しかし決議の構想の出どころが羽仁五郎らにあるとすれば、このような案文はウィリアムズ氏が国会関係者に決議への示唆をする際には、すでにできていたといつてよいであろう。

ともあれ、すでに法的性格を失っていた教育勅語に対して昭和二三年六月一九日、国会において「排除」「失効確認」の決議が行われた。しかも衆議院では、教育勅語への敬意を示してやまなかった教育基本法の名において、「排除」の決議は行われた。道徳教育の指針となりうる教育勅語がこのように暴挙とも呼ぶべき国会の「排除」の決議によって、戦後の日本の道徳教育は決定的に困難なものになったといわざるをえない。また、教育の普遍性を唱え、それゆえに教育勅語への敬意を示して譲らなかつた教育基本法も、この決議の限りにおいて、本来の教育基本法ではなくなつたといえる。

(二)「修身」の廃止について

子供への教育の根幹である道徳教育にとって、戦後の日本の教育では、もう一つ大きな悲劇がある。それは戦前の日本の道徳教育の教科であつた「修身」が、占領軍も評価していた教科であつたのにもかかわらず、廃止となつたことである。

周知のように、昭和二〇年一月三十一日、占領軍は「修身、日本歴史及び地理停止二閣スル件」なる指令を發した。そして日本の戦前の教育の根幹というべき「修身」の授業を停止した。

しかしこの指令は見れば直ちに分かるように「停止」であつて、「廃止」ではない。この指令には「修身、日本歴史及び地理ノ総テノ課程ヲ直チニ中止シ司令部ノ許可アル迄再ビ開始セザルコト」とあり、語調は厳しかったが、しかし、それは「許可アル迄開始セザルコト」であり、いつかは開始するものであることを前提としていた。この指令には「文部省ハ……修身、日本歴史及び地理ニ用フベキ教科書の改訂案ヲ立テ当司令部ニ提出スベキコト」ともあつた。つまりこの指令は教科書が改訂されれば再開されるということを前提に出された指令であることが分かる。

単に再開されるということを前提としていただけではな

い。この指令の起草に中心的役割を果たしたのは、総司令部民間情報教育局のロバート・キング・ホールという担当官であるが、彼は強硬なローマ字論者で日本語表記をローマ字に変えようと試みた人物として有名で、そのために昭和二一年の半ばにはアメリカに帰らされた人物であるが、その彼が、この指令の起草に当たって「修身」の教科書の調査をしている。その過程と結果をアメリカに帰国して一九四九年『新生日本の教育』という本の中でまとめている。

そこで「修身」の教科書について、「正式な検討のための準備を担当していた係官たちがこの教科書の内容を実際に分析してみると、公正な審査機関を前にして禁止といふこの過激な措置を正当づけるに足りるほどの好ましくない教材というものを提示することはできないように思えた」と記している。さらに「徳育としての日本の道徳は、民主化を進める占領軍にとって本質的に受け入れられないものだ」という占領軍の基本をなす非難はけっして根拠の上で十分に耐えうるものではなかった」とも記している。つまり、「修身」を民主主義教育と両立する優れた道徳教科である」と結論づけていたのである。⁽²¹⁾

だとすれば、なぜ「修身」は廃止となり消滅したのか。それには日本側で起きたこの指令に関する対応を明らかにしていかなければならない。特に特定の教育研究者の対応

についてである。この人物のこの行動がなければ、「修身」はけっして消滅することはなかったといえるものである。戦後教育学の権威の一人となったその人物の非を明らかにしていくことは、その人物とその人物の影響下にある教育研究者から疎まれ、そうした研究者が中枢となっている教育学界で孤立を余儀なくされざるをえない。しかしその人物のその行動が日本の教育に及ぼした影響を考えたとき、その非を明らかにせずして、社会科学たる教育学の研究者にはなりえない。この問題とはかわらないその人物のプライバシーの問題を暴くというのではない。その人物はすでに故人となっており、それだけにこの問題と関係ないことを暴くべきではない。しかし逆に、この人物のその行動が日本の戦後の教育に決定的に影響を与えているとすれば、その部分は教育関係者外も知るように明らかにすることは、社会科学たる教育学の研究者として神聖な義務である。

この「修身」に関する指令が出た当時、東京帝国大学文学部教育学学科の助教授、海後宗臣はその指令の出る少し前の一月二二日、この指令にかかわる勧告書を総司令部に提出した。⁽²²⁾この勧告書の内容は「指令」のほどに過酷なものではなかったが、海後の意図はそこまではなかったとしても、結果としては「指令」をしてより過酷な方向に導いたことはホールの上記図書を読んでも分かる。

海後の「修身」に対する行動はそれだけではなかった。海後は占領軍が日本の教育に社会科を持ち込むことをいささかも考えていなかった昭和二〇年秋にすでに社会科の研究に取り組み、占領軍を社会科開設に誘導し、そして占領軍をして社会科開設に踏み切らせていったのである⁽²³⁾。

当時、アメリカで新しい教科としてもはやされていた社会科を導入するということは、社会科には子供の社会生活を指導するということが含まれているから、「修身」の再開は必要ないということにつながる。つまり「修身」は、占領軍がほんらい少しも開設を考えていなかった社会科の開設の中に消滅していったのである。

もともと、社会科の開設には、公民教育の問題もあったことを触れなければ不公正である。戦後直後の文部大臣前田多門は公民教育の刷新を考えた。公民教育は、教育勅語との関係で考えた場合、教育勅語は明治二三年に出たもので、当時はまだ公民教育を強調する必要のまだ小さかったところで、そのために教育勅語は公民教育の観点からは十分分のところがある。そこで前田は教育勅語に敬意を十分に抱きながらも、戦後の民主主義教育としては公民教育に力を入れなければならないと考えたわけで、そこには慧眼といつてよいものがある。公民教育の強調は、子供に、社会現象の相関関係を多角的、総合的に理解させることが重

要であるから、公民教育の強化は社会科の導入と似かよったところがないではない。しかし公民教育の教科は公民科としてすでに戦前の学校教育にあり、「修身」とは共存の関係にあり、公民教育の強化が「修身」の廃止につながることはありえない。

海後は昭和四六年の時点で、回想録「教育学五十年」を書いているが、この「修身」停止の指令に関係して、昭和二〇年一〇月この指令の基本原稿を見せられて「ひどい処置をするものだと思った」と書いている⁽²⁴⁾。部分的には実際にあった事実を書いているのであるが、全体としては自分のしたこととまったく逆のことを書いていたということになる。

「修身」を廃止した社会科による道徳教育は占領下でも大いに問題となった。昭和二五年五月六日に文部大臣に就任する天野貞祐の「国民実践要領」と「修身科」復活の試みがそれである。教育勅語を「排除」し、「修身」を廃止したことに對する反省である。しかし、当時、社会科開設への日本側での動きは教育界でいっさい知られていなかった。海後もいっさい自己の行動について語らなかった。絶対的な印象は、社会科は占領軍が最初から積極的に推進し、「修身」は反動的教科なので、占領軍によって廃止させられた、というものであった。占領軍の主導した教育改革に

狂奔して協力した日本の教育界で、天野の良心的努力はまったく効を奏することはなかった。

こうして日本の教育は、子供への教育の根幹たる道德教育の教科である、占領軍も評価していた「修身」を消滅させていったのである。

(三) 宗教教育の問題について

戦後の日本の子供への道德教育の問題で、広い意味での宗教教育の問題も不可欠である。宗教教育といえば、特定の宗派宗教がその教義と儀式に基づいて行う宗派的宗教教育はもちろん含むが、その他に広義に宗教とかわる一般的な宗教教育がある。公立学校では宗派宗教による宗教教育は法論理上できないが、問題はそれ以外の広義の宗教教育についてである。それが道德教育とかかわって子供への教育で不可欠なのだ。

なぜ宗教教育の問題は道德教育にとって不可欠なのか、そういう根源的な問題はいまここでは省略せざるをえない⁽²⁵⁾が、日本ではなぜこれほど教育にとって重要な問題が軽く扱われるのか、そのことをまず考えておかなければならない。

日本では、宗教文化の実際の構成要素は、神道と仏教であるが、神道は自然宗教と呼ぶべきものでそこに書かれた

教義というものはない。他方で仏教は哲学的宗教とでもいうべきもので、宗教としての側面も明らかにあるが、それは哲学的である。この二つの宗教を重層的に信仰している日本国民は、宗教を論理的に考えることができない。そのため、一見、日本国民は宗教心の薄い非宗教的な国民に見える。しかし二一世紀の今日、自然宗教を保持している国民は世界中ほとんどない。とすれば、これほど宗教的な国民はいない、という見方も成り立たなくはない。

ともあれ、宗教の問題を論理的に考えることが不得意なこともあって、日本では教育研究者も宗教教育についてはいたって無関心であり、教育の形骸化を理論的に解明できない原因となっている。戦後の日本の道德教育の問題でも、その形骸化に警鐘がなかなか国民のあいだで挙がらないのは、その一つに、宗教に鈍感で、教育における宗教教育の問題を押さえられないからである。日本では教育研究者でありながら、宗教教育の意義について明瞭に押さえられる研究者は極めて稀である。

外ならないこの私も、大学時代、教育学部に進学しながら、宗教教育の問題の重要性については、それほど自覚はしていなかった。ただ、私は生来、仏教的であった。家庭での影響があつてのことであろうが、人間の苦しみというもの、社会のせいでできるものばかりではない。そんな

ことから、マルクス主義に対して、その理論の幼稚さもさりながら、社会の問題が解決すれば、人間はすべて幸せになれるかのような幻想を振りまくのだからなじるはずはなかった。そのような私を、結果として、宗教教育の問題に導いたのは、マルクス主義教育学を標榜する教育研究者である持田氏だった。

持田氏は私が大学院修士課程に進学した昭和四〇年西ドイツに一年間研究留学をした。昭和四一年、西ドイツから帰ってきた持田氏は、氏の高校時代の先輩で日本仏教保育協会の事務局長をしていた福井豊信氏を縁に、日本仏教保育協会内で教育研究会を立ちあげた。私は右記のとおり、もともと仏教的であったから、持田氏の主宰する仏教保育協会内の教育研究会に持田氏の抱持ちのような役割で参加した。

持田氏は西ドイツに留学し、欧米の教育学が宗教と密接な関係のあることに衝撃を受け、日本では欧米のキリスト教に当たるのが仏教であるから、仏教を、そして宗教教育を本格的に研究しなければならないと思いいったものと思われる。

この研究会では、仏教保育関係者は初めて本格的な教育学に接することになったし、持田氏を初め教育研究者は初めて仏教を明確に教育学研究の対象としたことになる。か

くてこの研究会は短いあいだに長足の進歩を遂げた。

そこでまず社会的問題として出てきたのは、国家と宗教の分離という意味の政教分離の問題であった。この問題が宗教教育の問題に立ちはだかっていることが直ちに分かった。前記のごとく日本では宗教を論理的に考える習慣がなく、法学研究者の政教分離の論がいかにもずさんなものか、容易に分かった。憲法の条文を単に文理的に解釈しながら、宗教が社会的に力を失っていくことに平然と力を貸しており、それを恬として恥じていないのである。

ところで持田氏は、仏教にかかわる知識は、研究会発足の当時、私よりはるかに劣っていたが、しかし研究会を主宰すると熱心に仏教を勉強し、最後には哲学レベルでは部分的に私を越え、マルクス主義教育学の学徒としての立場は厳として守りながらも、明確に仏教徒といつてよいところまでに至っていた。しかるに持田氏は昭和五三年、わずか五三歳の若さで癌に冒されて他界した。このため、私は、持田氏の恩に報いる意味もあって、持田氏の仏教教育研究の遺産を引き継ぐ立場に立つことになった。

持田氏の他界した昭和五三年といえば、宗教界、法曹界では、昭和五二年に出た、津市地鎮祭に関する最高裁の判決を、消化し、研究するのに忙しかった。日本国憲法第二〇条の政教分離の規定はいつかは最高裁でその実際の解釈

が定めなければならないものであったが、それが津市の体育館の建設にかかわる地鎮祭を神主を招いて公費で行なったことは是非を問う事件に対する判決であった。最高裁は憲法第二〇条の政教分離の規定は、国家が宗教とのかかわり合いをもつことをまったく許さないというものではなく、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉になるような行為が政教分離規定の違反となるとした。いわゆる目的効果論といわれる政教分離規定の解釈である。

上記の日本仏教保育協会内の教育研究会でも、この判決は研究課題となった。五三歳の持田氏は、実質的に氏の最後の研究業績といってよいと思われるが、氏はこの最高裁の判決に対して、「常識的通念を問いかえし変革していくことはそれ自体重要なことであるが、裁判における判断は、日本人の現在における常識的通念にもとづいて下されるべきものである」と断じたのである²⁶。持田氏は明らかに日本の教育研究者として大成していたのである。

その後、日本仏教保育協会内の教育研究会は、主宰者持田氏を失って下火となったが、日本の宗教教育問題については、政教分離問題がさらに完全なる解決へと努力しなければならぬ問題として残っていた。昭和五二年の最高裁の津市地鎮祭に関する、いわゆる目的効果論では、政教分

離違反になるかどうかは、目的と効果の相対的差に求めることになっており、相対的差であれば、境はどこに置くこともでき、どのようにでも合憲と判断したり、違憲と判断したりすることができる。事実、その後、最高裁の政教分離問題に関する判決は、同じく目的効果論によりながら漸次厳しくなっていく、宗教を国家、社会から排除するような判決に近づいている。事実、平成九年に出た愛媛玉串訴訟と呼ばれる訴訟の最高裁判決では、昭和五二年の最高裁判決のレベルでは合憲となるものについて、最高裁は同じく目的効果論に拠りながら違憲と判決した。そして違憲だと判じた判事高橋久子の個別意見では、目的効果論について、「極めてあいまいな明確性を欠く基準である」と述べている。高橋の違憲の判決理由は宗教に対する見方が未熟であり大いに問題なのであるが、目的効果論に対するこの問題提起は正当である。

要するに、政教分離に関する目的効果論はたとえ一定程度の国家の宗教へのかかわりを認めているとしても、法理論としては不十分なのである。外国でできた法論理に機械的に遣い、そのために日本において宗教の国家内でのあり方を律し、国家と宗教の望ましい関係を構築するに至っていないのである。

この点では、これらの訴訟で直接当事者となった神道側、

神社界にも一定の責任がある。これらの問題で、合憲であるという主張に、それらの行為は宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものと主張してきた。⁽²⁷⁾

宗教的意義が希薄化し、慣習化したものは、確かに宗教的な「習俗」といつてよいのだが、また、この習俗論も政教分離の原理を考える上で欠かせない要素なのであるが、それだけでは明らかに不十分である。このような目的効果論及び習俗論に基づいた神社界の主張は、中曽根康弘首相が昭和五九年に設けた「閣僚の靖国神社問題懇談会」、いわゆる靖国懇が翌年に出した結論でも踏襲された。この結論の核は宗教的意義を希薄化させれば、閣僚が参拝しても合憲であるというもので、中曽根はこの結論を受け入れて、神道の儀式によらない靖国参拝をした。宗教的意義が希薄化し、慣習化したから宗教ではないとして合憲とするのであれば、心を込めて神道の儀式に従って靖国に参拝すれば違憲となり、心を込めないまま無造作に参拝すれば合憲であるというのに等しくなっていく。政教分離に関する目的効果論や習俗論では明らかに不十分なのである。

やはり、日本国憲法の政教分離の規定を解釈するにあたっては、私が主張するように、さらに「祭祀」という法的概念を適切に位置づけて、祭祀とかかわって明確に解釈をしなければ、国家と宗教の適切な関係の政教分離の解釈

は取り出せないのである。「祭祀」は各宗派宗教の儀式にのっとって行なわれているが、その宗派宗教の信者だけに向けて行なわれるものではなく、同時に社会に開かれて行なわれている。広い意味では習俗に含まれるといえなくはない祭祀については、民法で明確にが宗教にかかわる行為として位置づけており、刑法ではこうした「祭祀」にかかわる行為を傷つけた者には懲役、禁錮、罰金をもって対処することを明記している。⁽²⁸⁾

いずれにせよ、現行憲法における政教分離問題はいまだ解決はしていない。というより、憂うべき方向に向かっているというべきであろう。しか同じく政教分離問題に關し宗教教育問題に限っては、持田氏が亡くなって以降、一定の進展をしたといえるところがある。

昭和五九年、中曽根内閣の下で臨時教育審議会、いわゆる臨教審が設置された。大いなる意気込みで設置されたものであるが、教育基本法については最初から改正を断念していたから、設置されるとき意気込みからすれば、それほど大きな成果は生まれなかった。このとき、私は、戦後の宗教教育の過ちを正すべきだと思った。そのため臨教審は、宗教教育について何らか提言すべきだと思った。しかしこの時点では、残念ながら、宗教界も、宗教教育を求めるといふ問題意識を十分にもっていなかった。しかし戦後

教育を総括するといつて設置されている臨教審に対して、宗教教育の振興を求めて陳情が起らないのは、仏教界、広くは宗教界にとつて不名誉なことであると思ひ、持田氏が主宰した日本仏教保育協会⁽²⁹⁾の教育研究会の縁をたよりに、昭和六二年、日本仏教保育協会から、宗教教育振興の意見提言をするよう提案した。そうすると、日本仏教保育協会の方で諮り、全国神社保育団体連合会、キリスト教保育連盟、日本カトリック幼稚園連盟、日本聖公会保育連盟、日本仏教保育協会、全日本私立幼稚園連合会⁽³⁰⁾で構成する日本宗教保育事業協議会から「宗教教育の振興についての要望」として出すことになった。「要望」は私の起草した原案とほとんど変わっていない。また、これに刺激を受けて、神社政治連盟がほぼ同じ時期に、「学校教育における宗教教育の振興に関する要望」を出してくれた。この他、どこかの宗教系団体が宗教教育の振興を目指して要望書を提出したかもしれないが、私の知るかぎりでは、臨教審に宗教教育の振興を銘打って提言したのは、この二件のみであつた。

しかし平成一八年の教育基本法改正にあたっては、宗教界も目覚めていた。臨教審が設置された昭和五九年当時、学校で宗教をめぐる事件としては、昭和五七年仙台市の市立保育園でクリスマスをしようにとした市が止めたとか、

臨教審ができる少し前、公立中学校でゆとりの時間に神棚や墓の清掃をして宗教的情操を育てようとしたら教育委員会が止めた、などの事件が起きていたが、まだそれほどはなかった。しかし臨教審以降、給食の時間に「いただきます」と言つて合掌するのは仏教的作法だとかいつて中止させたり、「起立」「礼」の行為が宗教にかかわる行為として行えなくなったり、修学旅行で、神社、仏閣を訪ねるのを敬遠したりする例が頻繁に起こるようになった。そのため、宗教界も目覚めたのだ。

そこで臨教審以降、教育基本法改正の声が高まる中で、こうした誤った指導の根拠となつている教育基本法第九条の宗教教育の規定に改正を求める意見が宗教界に出てきた。平成一四年から一五年にかけて、教派神道連合会、全日本仏教会、日本キリスト教連合会、神社本庁、新日本宗教団体連合会等、日本でいちばん大きな宗教系連合団体である日本宗教連盟が、教育基本法改正をめぐつて、宗教教育振興の要望書を出した。仏教界で最も大きな連合団体たる全日本仏教会も熱心に要望書を提出した。いうまでもなく、日本仏教保育協会も要望書を出した。

日本宗教連盟の右要望書には次のようにある。「文化や伝統や倫理意識の深層にあって、人間の営みの基盤を形成している宗教的部分に目を向けさせることが重要である。

その部分にまで深く掘り下げて宗教を理解できるような、宗教についての教育を導入することが求められる」と。また、「わが国の文化や伝統や道徳規範の深層ないし基盤を形成している宗教的領域、それは無意識の領域と言っても良いものであるが、その宗教的領域による営みを理解することが不可欠である」とも述べている。宗派的宗教教育を除いた広い意味での宗教教育とはまさにこのような教育のことである。

こうして平成一八年、教育基本法は改正され、従来の教育基本法第九条の規定に新しく「宗教に関する一般的な教養」が入り、これを教育上尊重しなければならないことになった。「宗教的情操」を尊重するという形では改正されなかったが、これによって、従来は「宗教に関する一般的な教養」を重視していなかったが新教育基本法の下ではこれを重視しなければならないことになり、宗教教育の重要性を認め、その振興を図る糸口は明確にできた。事実、平成二〇年以降、新しく示された小学校等学習指導要領では、憲法の政教分離の規定の下でも当然なされるべき宗教に関する広い意味での宗教教育を行なうように変わっている。

以下、日本における宗教教育の問題の解明のために、日本の宗教教育の混乱の因となった、または現在なお混乱し

ている「宗教的情操」の議論の問題に立ち入っておかなければならない。

戦前の日本の学校教育における宗教教育の基本となったのは、明治三年の文部省の訓令「一般ノ教育ヲ宗教ノ外ニ特立セシムル件」である。これは私立学校にあっても宗派宗教の教義を教えたり、儀式を行ってはならないというものである。

これはいわゆる近代公教育の原則にも外れる教育制度として普遍性のないものであるが、当時、学校教育を通して宗教教育に優れた効果を発揮するキリスト教の浸透を防ぐとしたものとして理解されている。そのため神道などには寛容で、戦時期には学校で神社参拝に出かけたりした。

しかしこのような制度の下では、教義を明確にもった仏教は学校に入っていけないで、結局、日本の学校教育は仏教を抜き取って行うということになった。こうして、明治以来の日本の学校教育は、昭和になって、日本の宗教の一方の雄である仏教について、無知な、または軽視する知識人が圧倒的に多くなるに及ぶ。昭和になつての知識人の武士道的気質の喪失は、武士道の基盤の一つである仏教の衰退と重なっているという指摘があるが、私もその指摘は正しいと思っている。

このような状況の反省が、昭和に入つて、特に仏教の側

から起こって、「宗教的情操」教育の提言が出てきたのである。宗派的な宗教教育は私立学校も含めできないという原則は守りながらも、一般的な広い意味での宗教教育を振興しなければならぬという提言である。特定の宗派宗教の信仰を必ずしもともなう必要はないが、人間として誰にもある宗教心をより豊に育成する教育である。

このような特に仏教界を中心とした提言が実を結んだのが、昭和一〇年に出た文部次官通牒「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」である。そこで明治三二年の文部省訓令について「当該学校ニ於テ特定ノ教派宗教等ノ教義ヲ教ヘ又ハ儀式ヲ行フヲ禁止スルノ趣旨ニ有之宗教的情操ヲ涵養シ以テ人格ノ陶冶ニ資スルハ固ヨリ之ヲ妨グルモノニアラズ」としたのである。つまり宗派的な宗教教育はできないとしても、人間の心の営みの根源にかかわる宗教教育については積極的に行わなければならないとしたのである。そしてそのような宗教教育として「宗教的情操」の教育としたのである。つまり、「宗教的情操」とはある面で法的概念として生まれたのである。

さて、戦後である。昭和二〇年一〇月一五日、前田多門文部大臣の下で、文部省訓令第八号が出た。私立学校で宗派宗教による宗教教育がこれによって認められた。前記のごとく、これは近代公教育の教育制度として当然である。

しかし、同年二月一五日、占領軍は「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」なるいわゆる神道指令を出す。当たっているか当たっていないかはともかくとして、占領軍から見ても戦争に協力した神道を、学校教育から徹底的に排除することがこの指令の目的であった。神道に関するかぎり、国家と宗教の最も厳しく分離したもので、敵対的分離といわれるものである。

事実上はこの指令の雰囲気は延長させて、日本国憲法第二〇条の信教の自由の規定はできている。特に第三項は直接に公立学校の宗教教育にかかわる規定であるが、文言上はあらゆる宗教教育を禁止しており、学校教育から宗教の絶対排除を規定しているかのように読むだけならば読める。しかし日本国憲法は自由主義を前提としてできた憲法であり、また、憲法改正の帝国議会では、その審議の過程で、昭和二十一年八月一五日、このような宗教の絶対排除のような誤解が起らないようにと、わざわざ「宗教的情操に関する決議」なるものを決議し、「宗教的情操の陶冶」を尊重するよう促している。これによって、宗教教育をめぐる憲法上の混乱はなくなるはずであった。この憲法とこの決議の延長に、教育基本法第九条の宗教教育の規定は位置づくはずであった。すなわち、教育基本法の最も初めの田中

耕太郎文部大臣の下でできた案でも、教育基本法第九条第一項は「宗教的情操の涵養は、教育上重視しなければならぬこと」とあり、対比される「政治的教養の啓発」よりも重視されて規定されていたのである。さらに教育刷新委員会の審議を経てできた「参考案」でもそのようになっていた。⁽³³⁾

しかし、占領下の悲劇であるが、「宗教的情操」の涵養の教育は、神道指令の下、憲法第二〇条の規定に違反すると占領軍は見たのである。日本側の法制局がこのような見解をとって占領軍に示唆し、占領軍も「宗教的情操」の字句を排除するのである。「宗教的情操」を初め、宗教心にかかわる教育は、通常、何らか既存の宗派宗教とかかわりながら展開されざるをえない。そのことによって占領軍は「宗教的情操」は特定の宗派宗教による宗教教育によってしか涵養されないのではないかとし、それが神道指令の下、憲法第二〇条の規定に違反するということにしたのである。戦前の教育でできた「宗教的情操」教育を違憲とすればすべての宗教教育が不可能となり、教育上重大な問題を生み出すことになるという認識がなかった。⁽³⁴⁾

しかし、主観的には普遍的な教育を打ちたてようとする総司令部民間情報教育局教育課の課員にとって、宗教教育の否定に与するわけにはいかなかった。そこで教育基本法

第九条第一項の規定は、当時占領軍総司令部教育課の進めていたアメリカの学習指導要領の規定の一部からとられ、宗教教育の意義を否定しないことが明定された。⁽³⁵⁾間接的であるが、宗教の重要性を謳ったこの規定は、いちはおうは広い意味での宗教教育を肯定、支持したことになる。

しかも、当時、占領軍が推し進めようとしていた日本の新しい教育の基となる学習指導要領は、アメリカのコース・オブ・スタディーのほぼ完全翻訳で、それゆえにそれなりに普遍性を誇っていた。それゆえに、その中にはふんだんに広い意味での宗教教育の実践例が並んでいた。日本で、戦前、昭和一〇年の「宗教的情操」に関する文部次官の通牒よりさらに具体的にふんだんにあった。しかしやがてそれらが、いわゆる神道指令に違反し、憲法に違反すると位置づけられていく。そしてそれが戦後の日本の宗教教育への基本体制となっていく。

憲法については、帝国議会でわざわざ「宗教的情操」は日本国憲法の下でも可能であることを明示し、また神道に限ってはあたかも敵対的政教分離を強要したいいわゆる神道指令が昭和二七年占領解除とともに消滅となったものにもかかわらず、「宗教的情操」をめぐる誤解は解けなかった。否、誤解を解こうとはしなかった。教育研究者も解く力をもっていなかった。

宗教教育は心の教育として、ゆえに道徳教育にも密接にかかわるものとして、普遍的教育にあつては不可欠なものであるが、それが戦後六〇年間等閑視されてきたことの問題は大きい。上記のごとく、戦後直後の新しく出発しようとしたときの教育は、何よりも普遍的な教育を目指そうとして、日本の学校教育史上最も豊かな宗教教育ができるはずであった。「宗教的情操」の言葉がやむをえず誤解を受けたということであるが、「宗教的情操」なる言葉は、占領下の当学習指導要領にも小学校国語科で「宗教的情操を豊かにして、つねに正しく強く生きる」とあつたのである³⁶⁾。

注

- (1) 杉原誠四郎『教育基本法―その制定過程と解釈』協同出版 一九七二年 三四一頁
- (2) 市川氏のこの報告論文は、杉原誠四郎『教育基本法―その制定過程と解釈(増補版)』文化書房博文社 二〇〇二年 四一三―四二四頁 に収録してある。
- (3) 鈴木英一「解説 教育基本法の学習のために」(日本教職員組合「教育基本法改悪阻止のために―資料の部」一九六〇年) 一一頁
- (4) 田中耕太郎と教育基本法の関係の追究に関しては、平成元年になって、岐阜経済大学教授勝野尚行氏が名著『教育基本法の立法思想―田中耕太郎の教育改革思想研究』(法律文化社 一九八九年)を出している。また、論文

としては、平成一六年、長崎純心大学教授荒木慎一郎氏が「教育基本法要綱案の成立過程と教育基本法の立法意図」(長崎純心大学『純心人文研究』第一〇号別冊 二〇〇四年)を出している。

なお、教育基本法の立法を構想したのは文部大臣を務めた田中耕太郎であるが、教育学界では、田中二郎の新しい文書を使って、田中耕太郎に請われて、官房審議室の参事となつた東京帝国大学教授の田中二郎が立法の構想をしたのではないかと議論されたことがあつた。古野博明「教育基本法成立史再考」(日本教育学会「教育学研究」第六五卷第三号 一九九八年)を参照。田中二郎が教育基本法立法の構想者とならないことについては、荒木慎一郎氏の上記の論文を参照。

- (5) 持田栄一編『講座マルクス主義・教育』日本評論社 一九六九年 八二頁

山住正巳・堀尾輝久『教育理念』(戦後日本の教育改革

- (6) 2) 東京大学出版会 一九七六年 三八一頁

- (7) 同書 三二四頁

- (8) 杉原誠四郎 前掲書『教育基本法―その制定過程と解釈』七〇―七一頁、杉原誠四郎 前掲書『教育基本法の成立―「人格の完成」をめぐる』一一二―八頁

なお、田中耕太郎の「人格の完成」及びその周辺の考え方を、私は田中の「カトリック的自然法観」と言い表した。これに対して、長崎純心大学教授、荒木慎一郎氏から、田中の人間観、教育観はトマス主義の自然法論に立脚した真理中心の人間観、教育観であり、「カトリック的自然法観」と言い表すのは適切ではない、という指

摘を受けた。「カトリック自然法観」と言い表わすのは確かに雑な表現であり、私から見て、荒木氏の批判は、私の論述を超える初めての正当な批判であるように見えた。荒木慎一郎 前掲論文 一八頁。

(9) 佐古純一郎『近代日本思想史における人格観念の成立』

朝文社 一九九五年 三五六—三五七頁

(10) 杉原誠四郎『教育基本法の成立—「人格の完成」をめぐる(新訂版)』文化書房博文社 二〇〇三年 一三—一三〇頁

なお、法哲学者、水波朗氏の研究によれば西洋哲学において「人格」の観念が生まれたのは、ギリシャ哲学ではなく、キリスト教の「三位一体」論の展開の中で生まれたものだとなる。水上朗『自然法と洞見知』創文社 二〇〇五年 九八頁、二二五—二二四頁 参照。

(11) 同書 一九頁

(12) 同書 二四—二五頁

(13) この一五学会の公開シンポジウムに関する問題については、杉原誠四郎『教育基本法の成立—「人格の完成」をめぐる(新訂版)』文化書房博文社 二〇〇三年 二—六頁 を参照。私の発表した公開シンポジウムは、教育学関連15学会共同公開シンポジウム準備委員会編『シリーズシンポジウム教育基本法改正問題を考える④ 制定過程をめぐる論点と課題』つなん出版 二〇〇三年に収録されている。

(14) 教育基本法が制定されるその瞬間まで、教育基本法とかわって教育勅語を否定する観念は生まれなかったことについては、黄色稔江「戦後の教育理念をめぐる教育基

本法と教育勅語の関係について」(『現代のエスプリ』第二〇九号(昭和五九年二月号) 至文堂 一九八四年)に詳しい。本論はジャスティン・ウィリアムズ氏の研究書『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社 一九八九年(原書の出版は一九七九年)に触れておらず、また、アメリカ、メリーランド大学マッケルデイン図書館のプランゲ・コレクションで、田中耕太郎が国会での教育勅語「排除」決議をいやがっている『東京民報』の原稿記事が発見されていない段階のものであるが、公開された関係占領文書と日本側史料を照合して緻密に検証している。なお、本論は日本教育行政学会『日本教育行政学会年報』第九号 教育開発研究所 一九八三年 に掲載されたものの再録である。

(15) 杉原誠四郎『教育基本法—その制定過程と解釈』協同

出版 一九七二年 七〇頁

(16) 同書 七二頁

(17) Justin Williams, *Japan's Political Revolution under MacArthur*, University of Tokyo Press, 1979, pp48-9.

ジャスティン・ウィリアムズ(市雄貴、星健一訳)『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社 一九八九年 七二—七三頁

(18) 実物のコピーは、教育学15学会共同公開シンポジウム準備委員会編 前掲書 九四頁 に収録している。

(19) 杉原誠四郎「教育勅語『失効確認』『排除』決議に関する資料」(明星大学戦後教育史研究センター『戦後教育史研究』第一〇号 一九九五年) 一〇四—一四二頁
(20) 鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房 一九八三

年 一三八頁

- (21) Robert King Hall, *Education for a New Japan* (Yale University Press 1949), pp176-8.

ロバート・キング・ホールの「修身」に関する言及の第二章の部分は、井上敏博、大崎素史、杉原誠四郎、諏訪伸夫、東條誠の共訳で、明星大学戦後教育史研究センター『戦後教育史研究』第四号 一九八七年 九二—一〇一頁 に収録している。

- (22) 海後宗臣のこの勸告書は、久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』三省堂 一九八四年 二〇一—二〇三頁 に翻訳してある。久保氏のこの研究書は占領文書が公開され始めた初期の、占領文書による本格的教育史研究書として極めて優れた労作であり、占領文書を使った初期の研究書では、鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房 一九八三年 と双璧をなすものであるが、日本教育学会の紀要において、いくつかの誤訳を理由として、海後の弟子の教育史研究者によって、書評の域を超えた酷評を受けた。なぜ酷評が行われたのかについては、書評者はすでに故人となり反論できない立場にあるので書評者の名前はあえて伏すことにするが、恐らく、久保が海後のこの勸告書を公表したためと推測される。

- (23) 日本教育新聞編集局『戦後教育史への証言』一九七一年 九七—一一一頁

- (24) 海後宗臣『教育研究論』（海後宗臣著作集第一巻）東京書籍 一九八一年 三八八頁

- (25) 杉原誠四郎『日本の神道・仏教と政教分離—そして宗教教育（増補版）』文化書房博文社 二〇〇一年 一—

四〇頁、五七—七〇頁などを参照されたい。

- (26) 持田栄一編『仏教と教育』日本評論社 一九七九年 一九七頁

- (27) 杉原誠四郎『日本の神道・仏教と政教分離—そして宗教教育（増補版）』文化書房博文社 二〇〇一年 三一七—三二一頁

- (28) 同書 二六五—二七三頁、三〇九—三一二頁、三一七—三二一頁

- (29) 日本教育会研修事業委員会編『宗教心と教育』日本教育会 一九八八年 二四七—二五六頁

- (30) 神社界からは、宗教教育だけに限定したものではないが、日本宗教保育協議会の要望より早く、神社本庁が、昭和六一年 六項目からなる「臨時教育審議会への提言」をまとめ、臨教審へ提言しており、この六項目のうち最後の第六項目に「宗教教育についての提言」があった。その中で、公立学校で宗教教育についてはほとんど避けて通っている実情を述べ、「地域の慣習の継承や伝統行事への参加は、宗教的情操、宗教的倫理観を啓発培養する重要な機会であり、それらは道徳教育の根源となるものである」とし、児童、生徒の人間の誠の心を蘇生させるため、健全な宗教心を養うことが奨励されなければならない、と提言していた。

- (31) 杉原誠四郎・大崎素史・貝塚茂樹『日本の宗教教育と宗教文化』文化書房博文社 二〇〇四年 二六七—二七七頁

- (32) 石川泰志「日露戦争と仏教—仏教の軍に及ぼした影響」(軍事史学会『軍事史学』第四〇巻第一号 錦正社

二〇〇四年） 一〇三—一〇四頁

なお、杉原誠四郎「仏教と学校教育に関する一問題提起—唐木順三『現代史への試み』から」（東京大学仏教青年会内仏教教育研究会『仏教教育研究』第一号 一九七〇年）一〇—一二頁を参照。ここでは、唐木順三が昭和二四年に発表した「現代史への試み—型と個性と実存」で、明治二〇年前後以降に生まれた知識人を「修養派」ならぬ「教養派」としてとらえ、「型」を失った知識人であったとしたことを踏まえて、私はそうした知識人に仏教の素養が欠如していたことを指摘した。そうした「教養派」は、仏教的素養の欠如ゆえに、武士道的倫理が欠如していることを、また、そのような知識人が敗戦後の多くの知識人であったことを、そしてそのために日本における占領の受容に大きな歪みが生じたことを、私は後で知った。

(33) 鈴木英一編『資料 教育基本法30年』（教育基本法文獻選集 別巻）学陽書房 一九七八年 一三三—一五二頁

(34) 杉原誠四郎「教育基本法第9条第1項の条文について」（明星大学戦後教育史センター『占領教育史研究』第二号 一九八五年）一七頁

(35) 同論文 二八頁

(36) 杉原誠四郎・大崎素史・貝塚茂樹『日本の宗教教育と宗教文化』文化書房博文社 二〇〇四年 三〇—頁

（日本教育行政学会会員、新しい歴史教科書をつくる会副会長）